

2019年不拡散及び軍縮に関するG7声明

2019年4月6日

1. G7のメンバーは、国際の平和と安全を促進し、より安全で、安定し、安心できる世界のための条件を作るために、G7として、また我々のパートナーとともに、協働することにコミットしている。我々が、より広範な国際社会とともに、大量破壊兵器(WMD)及びその運搬手段の使用及び拡散を防止するために最善を尽くすことは不可欠である。

2. 我々は、核不拡散体制の礎石として、また核軍縮及び原子力の平和的利用の追求のための基礎としての核兵器の不拡散に関する条約(NPT)の不可欠な役割を強調する。NPTの50周年を迎えるための準備を行うに際し、原子力技術の平和的応用の利益を広く共有することを促進しつつ、核兵器の拡散を制限し、軍縮を進める上で同条約の紛れもない成功を想起するとともに、我々は、2020年運用検討会議での意義ある成果に向けて取り組むという我々のコミットメントを再確認する。我々は、NPTにおいて締約国が果たしてきた全てのコミットメントの永続的な価値を強調する。現在の国際的な安全保障環境の制約にもかかわらず、我々は、全ての者にとって安全が損なわれないという原則に従って、特に、NPTの下で第6条を含め、現実的かつ具体的な措置を通じて追求されるべき、核兵器のない世界を究極的に達成するという目標に引き続き強くコミットしている。我々は、NPTの下での原子力エネルギーの平和的利用の持続可能性を確保するために、最高水準の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の履行を支持する。

I. 地域的な拡散懸念

北朝鮮

3. 北朝鮮の違法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画並びにその技術の拡散によりもたらされる脅威に対応することは、我々の安全保障分野の最優先課題である。

4. 我々は、2019年2月27日及び28日にベトナムで行われた米朝首脳会談で、北朝鮮が非核化に関し重要な進展をみせなかったことに失望しており、我々は北朝鮮に対し、米国との非核化に関する議論を継続することを求める。我々は、北朝鮮が非核化へ向けた具体的な行動をとっていないことに遺憾の意を表明し、我々は、北朝鮮がその国際的な義務を遵守し、コミットメントを果たすとともに、そうした行動を実施するよう求める。我々は、その関連で、取組を続ける米国の意欲を歓迎し、その取組を支援する用意ができています。我々は、全ての関連国連安保理決議に従った、北朝鮮

の生物及び化学兵器を含む大量破壊兵器、あらゆる射程の弾道ミサイル及びその他の運搬システム並びに関連計画及び施設の全ての完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現するとの目標に引き続きコミットする。我々は、北朝鮮が、その国際的な義務を遵守し、NPT及び国際原子力機関(IAEA)の保障措置に復帰し、追加議定書を締結し、並びにいかなる核実験及び弾道ミサイル技術を使用した発射も実施せず、また、核実験及びあらゆる弾道ミサイル発射のモラトリアムを維持することを含め、その他のいかなる挑発も回避することを求める。我々は、最大限の圧力を維持することにコミットし、北朝鮮の非核化まで、現在の制裁体制を引き続き完全に支持する。我々は、特に、禁止された石油精製品の「瀬取り」並びに石炭及び国連安保理決議で禁止されたその他の品目、物品、又は製品の輸出を含む違法な海上での活動や悪意のあるサイバー活動を通じた、北朝鮮の制裁を回避する戦術に対抗することに更にコミットする。この目的のため、我々は、全ての国に対し、全ての関連国連安保理決議の完全な履行を要請し、国連安保理決議第1874号に従い設置された専門家パネルによる最新の報告書に示されているとおり、これらの決議を未だに履行していない国があることに緊急の懸念をもって留意する。我々はまた、関連国連安保理決議の完全な履行と執行のための北朝鮮船籍の船舶が関与する違法な「瀬取り」といった疑わしい海上活動を監視するためのアセットの展開を含む現在進行中の国際的な取組を歓迎する。我々は、制裁履行、能力構築、拡散対抗及び拡散金融に関し、引き続き連携する意図を有する。

5. 我々は、北朝鮮が核保有国として受け入れられることは決してないことを改めて表明する。

イラン

6. 我々は、イランによる核兵器への全ての道を恒久的に否定すること、NPT及び特に追加議定書を始めとした国際原子力機関(IAEA)の保障措置の下での義務を含む義務や国際的コミットメントをイランが維持することを確保することにコミットする。

7. 我々は、イランによるNPTに関連する保障措置上の義務及びその他のコミットメントの遵守を確保することを支援するため、極めて重要な監視及び検証作業を実施しているIAEAを強く支持する。我々は、国連加盟国に対し、IAEAがこの極めて重要な役割を果たすために必要な資金を得られるよう、IAEAへの任意拠出を求める。

8. 我々は、イランによるミサイル計画の継続的な進展を深く懸念する。イランは、地域において最も多くのミサイルを有し、そのミサイルシステムの洗練度、精度及び殺傷力を活発に向上させている。イランの弾道ミサイルに関連する活動は、地域の緊張

及び不安定性の高まりを助長し、地域の軍拡競争のリスクを高めるものである。我々は、イランに対し、核兵器の運搬が可能となるよう設計された弾道ミサイルに関する活動(そのような弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。)を即時停止するよう求める。我々はさらに、イランに対し、製造技術を含むミサイル技術の国家及び非国家主体への移転を即時停止するよう求める。我々は、イランの地域での弾道ミサイル拡散及び違法かつ不安定化させる武器移転に対抗するため、引き続き取り組む。我々は、イランがこの問題に建設的に関与しない場合には、イランのミサイルに対する国際的な制約が失効しないよう確保することを追求することにコミットする。我々は全ての国に対し、イランの弾道ミサイル開発に資する可能性がある規制された及び規制されていない品目、物質及び技術の販売又はその移転を止めるために必要な全ての措置を取るとともに、仲介者が、イランによるミサイル関連の調達努力を支援するために自らの国家領域から活動することを防止するよう求める。

9. 我々はまた、イランの化学兵器禁止条約(CWC)への遵守歴に困惑しており、イランに対し、同条約下の義務に沿うよう呼びかける。

シリア

10. 我々は、化学兵器禁止機関(OPCW)・国連共同調査メカニズム(JIM)による度重なるレポートで立証されているように、シリアにおいて、アサド政権及びISISにより、道義的に非難に値する化学兵器の使用が継続していることに愕然としている。我々は、OPCWの事実関係調査ミッション(FFM)によって確認された、2018年4月7日にシリアの東グータのドゥーマにおける塩素の使用を含むあらゆる化学兵器の使用に対して、結束して可能な限り最も強い表現で非難する。締約国による化学兵器の使用は化学兵器禁止条約(CWC)違反であり、国際の平和と安全への脅威であり、そのような使用に関する国際的規範及び基準を直接的に損なうものである。このような犯罪の加害者に対する不処罰は認められず、責任を有する者は処罰されなければならない。この目的で、シリアにおける化学兵器攻撃の加害者を特定するための仕組みの設立をOPCWに命じた、2018年6月のCWC特別締約国会議の決定を歓迎する。我々は、全締約国に対して、この仕組みの成功裏の実施に際してOPCWを支援することを要請する。我々は、国連安全保障理事会に対し、2017年10月26日に発出された第7回共同調査ミッション(JIM)報告の結果を認識し、化学兵器攻撃の加害者に対する責任追及を確保するための手段を取ることを慫慂する。我々は、シリアに対し、CWC上の義務を遵守し、OPCWに対して最終的に完全な申告を提出し、化学兵器の更なる使用を止め、保有する全ての化学兵器及びその前駆物質をOPCWに廃棄のために引き渡し、OPCWの調査メカニズムに完全に協力することを要請する。我々は、CWCの全ての締約国に対し、シリアや他の場所への化学兵器の拡散に寄

与しないことを確実なものとするよう求める。

11. 我々はまた、シリアに対して、長年にわたるNPT保障措置上の不遵守を是正し、また、自らの核計画が専ら平和的性質のものであることを検証するために必要な全ての情報、場所、物質及び人へのアクセスをIAEAに提供するため、IAEAと遅滞なく協力することを求める。

II. 多国間の核不拡散及び軍縮

軍備管理及び軍縮の継続的な追求

12. 我々は、ルールに基づく国際的な秩序及び安全保障の重要な一部である、検証可能かつ実施可能な核の軍備管理及び軍縮をさらに促進する措置に対する支持を再確認する。更なる軍備管理を促進するための効果的な措置は、それが遵守され実施される時に、紛争のリスクの削減を助け、破壊的な軍備競争を予防し、国際の平和と安全を促進する。我々は特に、信頼を醸成し、対話と協力を促進し、透明性及び検証を強化するための措置を支持する。

13. 我々は、国際的な安全保障環境を考慮し、かつその中で軍縮の進展をより困難にさせる問題を解決することを目指すものとして、核軍縮に向けた進歩的かつ漸進的なアプローチにコミットしている。我々は、全ての者にとって安全が損なわれない形での核兵器のない世界という究極的な目標を支持している。我々は、核軍縮の更なる進展のためにより資する国際環境の醸成に向けて取り組むことにコミットしている。核兵器禁止条約がNPTに与え得る影響について懸念が表明されてきた。我々は、NPTの全締約国に対し、NPT、既存の核保障措置、あるいは国際の安全を保持するため又は軍縮を進展させるためのその他の取組が、核兵器禁止条約によって損なわれないことを確保することを求める。我々は、核軍縮を前進させることに関心を有する全ての国に対して、緊張の緩和や国家間の信頼の強化を促し、そのような軍縮を促進するために執り得る措置に関する建設的な多数者間の対話に参加することを慫慂する。

2019年NPT準備委員会会合

14. NPTは、依然として、国際の安全及び安定の保持にとっての不可欠な条約である。我々は、全ての側面におけるNPTの維持及び強化、NPT締約国間の対話と協力の促進にコミットしている。我々は、引き続き、同条約の普遍化という重要な目的に同意する。我々は、全てのNPT締約国に対し、2020年運用検討会議における意義ある成果の確保を支援する、2019年の準備委員会におけるものも含め、今次運用検討サイクルにおいて具体的な措置を執ることを求める。

国際原子力機関(IAEA)

15. 我々は、世界的な核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの実施の支援、また、安全で、防護され、かつ持続可能な形での原子力技術の平和的利用の促進におけるIAEAの重要な役割を改めて表明する。我々は、国際的な検証基準としてIAEA包括的保障措置協定及びその追加議定書の普遍化を求める。最後に、我々は全ての国に対し、IAEAがその監視及び検証機能を効果的に遂行するために必要となる資源を有することを確保し、また、IAEAがその権限を執行する上で実施する厳格で一貫したかつ専門的な作業を支持することを求める。

核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

16. G7は、シャノン報告書及び同報告書に含まれるマンデートに基づいた核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のジュネーブ軍縮会議(CD)における早期の交渉の重要性に引き続きコミットし、これを強調する。我々は、同条約に関するハイレベル専門家準備グループのコンセンサスによる最終報告書を支持し、将来の条約交渉に対する同報告書の重要な貢献に留意する。効果的なFMCTは、核兵器のない世界のため及び核兵器の軍備競争の見込みを永久に無くすために必要な要件である。我々は、そのようなFMCTの正式な交渉開始における進展の欠如について遺憾の意を表明するとともに、停滞を乗り越えるための方法を引き続き求める。FMCTの妥結はNPTにとって重要であり、核軍縮及び核不拡散体制の核となる要素を構成する。全ての関係者がCDの行き詰まりを解決し、条約交渉を開始するために必要な外交に従事することが不可欠である。

17. FMCTの交渉開始まで、我々は、核兵器及びその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産の停止を引き続き支持する。我々は、中国に対し、核兵器のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを実施する他の核兵器国に加わるよう求めるとともに、かかる生産モラトリアムの宣言及び維持を行っていない全ての国に対して、モラトリアムの宣言及び維持を求める。

核軍縮検証イニシアティブ

18. 検証及び遵守は軍備管理の成功にとって不可欠であり、また、核兵器国と非核兵器国の間の信頼醸成に貢献する。我々は、2019年に再度会合を行う核軍縮検証政府専門家グループ、核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)、並びに、ノルウェー、スウェーデン、英国及び米国が関与する「クワッド(Quad)」や、フランス及びドイツが行う「ニューダイブ(NuDiVe)」演習等の現在行われているその他の取組を支持する。

核兵器ストックパイルの削減

19. 核兵器ストックパイルの削減は国際的な安全保障にとって引き続き重要性である。我々は、米国、ロシア、英国及びフランスによってこれまで成し遂げられてきた大幅な削減並びに既存の一方的なコミットメント及び新STARTのような条約が引き続き履行されることを歓迎する。現在の国際的な環境が困難なものであり、今日核兵器を増強する国がある中で、我々は、将来の核削減に一層資する安全保障環境の追求にコミットし続けるとともに、この目的に資する多数者間の建設的な対話の進展に全ての国が参加するよう慫慂する。

Ⅲ. 軍備管理及びリスク低減

20. 関連する現存の不拡散、軍縮及び軍備管理に関する条約の、全ての締約国による固守、遵守及び履行は、相互信頼を強化し、国際的な安定及び安全保障を向上させるために不可欠である。

中距離核戦力(INF)全廃条約

21. 我々は、米国がロシアは中距離射程のSSC-8地上発射型巡航ミサイルを試射及び配備したとして、INF全廃条約の重大な違反状態にあると判断し、米国が同条約上の義務を停止し、同条約第15条の下で条約当事国に対し書面で6か月前の所定の離脱の意図の通知を行うことを決定するに至らしめた懸念を共有する。我々は、同条約を維持するために、ロシアに対し、米国の離脱が効力を持つ前に、同条約の下での義務の完全かつ検証可能な遵守に復帰するよう求める。我々は、ロシアがそうできない場合は同条約の終了に帰結することを認識する。我々は、INF全廃条約により禁止されているミサイルのロシアによる開発及び配備が有する安全保障上の影響を注視し続ける必要があり、また、これに然るべく対応する必要があることに同意する。

22. 同時に、我々は、効果的な軍備管理がルールに基づく秩序の促進及び支援並びに国際的な安全保障に果たす前向きな役割を再確認する。軍備管理を効果的に追求及び強化し、それを今日の国際安全保障環境に適用するためには、先を見据えた新たな考え及び集団的な努力が必要である。したがって、我々は、大量破壊兵器及びその運搬手段の技術能力を有する国々に対し、国際的な軍備管理、軍縮及び不拡散メカニズムに関連して、透明性及び情報共有をさらに向上させることを慫慂するとともに、リスク低減及び安定のための信頼を強化するための対話を促進することを求める。

戦略的なリスク低減

23. 戦略的なリスク低減に向けた取組は、地域及び国際の安全保障への重要な貢献を構成する。特に、核ドクトリン及び核態勢に関する透明性及び対話、防衛当局間の対話、核兵器保有国間のホットラインに関する合意、「事故対応に係る措置」に関する合意、透明性及び通告訓練、並びにミサイル発射通告及びその他のデータ交換に関する合意は、戦略的なリスク低減の重要な要素を構成し、誤解及び誤算を回避することに寄与する。G7不拡散局長級会合(NPDG)は、2020年NPT運用検討会議を見据えたものも含め、戦略的なリスク低減措置に関する理解を向上させ、広げるための方策の模索を継続する。

核実験

24. 我々は、包括的核実験禁止条約機関準備委員会の取組、特に国際監視制度及び国際データセンターの設置について完全に支持する。

非核兵器地帯

25. 非核兵器地帯は、核軍縮及び不拡散並びに地域の安全保障に重要な貢献を果たすことができる。

26. 我々は、地域の全ての国の任意の取決めに基づく、中東における非大量破壊兵器・運搬手段地帯の創設に引き続きコミットし、この目標の達成のための新たな包括的な地域対話を求める。我々は、国連事務総長に対し、地域の全ての国の間でのコンセンサスによる支持を得ない取決めに基づく同地帯の創設に関する2019年における会議の招集を要請する決定案の国連総会における採択に留意する。我々は、このため、中東における安全保障上の課題の解決にコミットしている国々に対し、包括的で建設的な対話に参加することを要請する。

IV. 原子力安全の促進、核及び放射性物質テロへの対抗

原子力関連条約

27. 核テロリズムの脅威は引き続きG7NPDGの深刻且つ継続した懸念事項であり、したがって我々は、強力且つ持続可能な核セキュリティを世界的に確保することを目標とする。我々は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(ICSANT)並びに核物質の防護に関する条約及び同改正条約(CPPNM/A)の普遍化と実施を慫慂するとともに、こうした核セキュリティ上重要な条約を締結していない国に対しては締約国となるよう求める。我々はまた、原子力安全の実践を進めるにあたり、原子力活動を行う全ての国に対して、特に原子力の安全に関する条約を含む、全ての原子力安全関連条約を遵守し、効果的且つ持続可能な履行に向けて努めるよう慫慂

する。

多国間の取組

28. 我々は、テロリスト及びその他の悪意ある主体が核物質又は放射性物質を使用したテロリズム行為を行うために物質を入手しないよう警戒を怠らない。この観点から、我々は、核セキュリティ・コンタクトグループ(NSCG)及び核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)の努力が、我々が世界的な核セキュリティの強化に向けた我々の共通のコミットメントの履行における調整された取組を継続することを確かなものとする一助となっていることを歓迎し、支持する。我々は、核セキュリティの確保の重要性に関する認識を高めるための重要な機会となる2020年2月10日～14日に開催されるIAEA主催の「核セキュリティに関する国際会議(ICONS):取組の継続と強化」の成功に貢献することについて引き続きコミットする。

V. 不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動

29. 我々は、ミサイル技術及び拡散の分野において不安定化させる動向を、懸念をもって留意する。

30. 我々は、洗練されたミサイル技術の拡散の危険な加速を目の当たりにしてきた。2016年及び2017年、北朝鮮は国連安保理決議に違反して、短距離、準中距離、中距離、大陸間の射程を有するミサイルの開発及び度重なる実験を行い、地域の及び国際の安全保障を一層脅かしている。また、北朝鮮は、ミサイル技術の開発において第三国への支援を継続してきた。イランは、自国のミサイル能力の強化を続けてきており、ミサイル製造施設の開発に必要なものを含むミサイル及び関連技術を中東の非国家主体に移転するという深刻に不安定化させる行動をとった。

31. 我々の具体的な責任と模範を示す必要性を認識し、NPDGは、不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動への対抗に関する宣言を採択した。

32. 我々は、(有人機を除く)運搬システムの拡散に対抗する国際体制の中核であるミサイル技術管理レジーム(MTCR)に対するコミットメントを再確認する。我々は、同レジームの実効性を更に向上させることにコミットする。

33. 国際の平和と安全のために、我々は、全ての国に対してMTCRの基準に整合的な輸出管理を整備し、また、非参加国に対してMTCRのガイドライン及び附属書を自発的に遵守するよう慫慂する。我々は、拡散の問題に関する幅広い対話をMTCR非参加国と行う機会を歓迎する。

34. 我々は、この分野における極めて重要な透明性と信頼醸成手段である弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への支持を表明し、また、未だ参加していない国による参加を呼びかけ、その普遍化を求める。我々は、その実効性の強化に向けて取り組んでいく。

35. 我々は、国連安保理決議第1540号、第1701号、第2216号、第2231号及び第2397号を含む全ての関連国連安保理決議を厳格に履行することにコミットし、また、全ての国連加盟国に対し、関連国連安保理決議を完全に履行することを求める。

36. 我々は、国連安保理決議第2231号において言及されている「核兵器の運搬が可能となるように設計された弾道ミサイル」は、その意図とは関係なく、MTCRのカテゴリー I システムを含むと認識する。その定義上、少なくとも500キログラムの積載物を少なくとも300キロメートルの射程距離まで運搬可能なMTCRカテゴリー I システムは、本来的に核兵器の運搬が可能である。

37. 我々は、非国家主体に対する、大量破壊兵器の運搬が可能なものを含む、ミサイル、ミサイル構成品並びに関連物資及び技術の移転は深刻な不安定化をもたらすものであり、そのような移転を止め、押し戻すとともに、その責任を問うために精力的に取り組む。

38. 我々は、G7間及び他の関心を有するパートナーと共に、ミサイル発射や不法な移転を含む、ミサイルに関する国連安保理決議の履行の進展を確認すること、また、無形技術移転を含むミサイル不拡散の分野における各国の国連安全保障理事会決議の履行の進展を確認し、全ての国に対してこれらの決議をしっかりと履行することを促し続けることを目的とする対話を立ち上げる意思を確認する(不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動に対抗するG7NPDG宣言)。

VI. 化学及び生物兵器

化学兵器

39. 我々は、最近の国家及び非国家主体による化学兵器使用の再出現により危機的な状況に直面していることを想起し、我々は依然として、化学兵器の使用を懸念するとともに、特にシリア、イラク、マレーシア及び英国での攻撃等、恐ろしい事件に留意する。我々は、我々の安全保障に対するこの共通の脅威と闘うことを決意する。我々は、いかなる化学兵器の使用も、いかなる場所においても、いかなる時でも、い

かなる者による、いかなる状況の下においても、許されないことを強調する。我々は、化学兵器を使用する者が責任を追うべきであるという強い確信を表明する。化学兵器の使用者の不処罰は、決して許されない。そのために、我々は、2018年1月に立ち上げられた、化学兵器の使用の不処罰に対する国際パートナーシップの作業を強く支持する。

40. 今や40か国となる参加国が、同パートナーシップのウェブサイトにも、化学兵器の拡散もしくは使用に関係したことで制裁対象となっている321の個人及び組織の名前を共同で公表した。

41. 我々は、シリアにおける化学兵器攻撃や、締約国の要請に基づくより広範囲な事案に対する責任追及を含め、CWCの履行の強化を目的として2018年6月にCWC特別締約国会合で採択された措置を強く支持する。この決定は、シリアにおける化学兵器攻撃の実行犯を特定する仕組みの設置に関する指示を含め、化学兵器の使用に対応するための追加的なツールをOPCWに提供した。我々は、新たな調査・特定チームへの最大限の支持を再確認し、同チームが活動を完全に開始することを期待する。我々は、OPCWに対して、化学兵器の使用又は拡散を防止し、その脅威から守るために、全締約国と共に能力構築に取り組むことを慫慂する。ソールズベリーで使用されたものを含む毒性化学物質2種類のCWC附属書上の表1剤への追加に関する米国、カナダ及びオランダの共同提案に関し、我々は、その採択を勧告するOPCW執行理事会の決定を歓迎する。我々は、全締約国に対して、国際的な平和及び安全保障アーキテクチャの重要な柱となるCWCの実施を守り、強化するよう要請する。

42. 我々は、これらの課題に関連する多国間組織において可能な限り全会一致を達成することにコミットしている。我々は、更なる化学兵器の使用を防止するため、OPCWの能力開発及び使用可能な様々な手段の活用に取り組むことを継続する。

生物兵器

43. 生物兵器はほとんど使用されていないものの、我々は、引き続きその使用の脅威を懸念する。この課題は、特にバイオセキュリティ、バイオセーフティ及び感染症の発生に向けた準備に係る能力強化を通じて取り組むべきものである。このために、我々は、国際的な安全保障及び不拡散アーキテクチャの柱である生物兵器禁止条約の普遍的な遵守及び効果的な履行の必要性を再確認する。我々は、世界における全ての秘密裏の生物兵器プログラムの迅速な申告と廃棄を要求する。我々は、締約国にこの義務や条約上の他の義務を果たすよう慫慂する。我々は、生物兵器の課

題に関するより効果的な意見交換を通じて、同条約を強化する必要性を強調する。同条約は、生物兵器の開発、拡散及び使用を防ぐために有効な国際的な対応能力の構築に焦点を当てている主要な国際的法制度であるところ、我々は、同条約の信頼性を守ることに強くコミットする。我々は、全締約国に対して、合意が得られている信頼醸成措置の年次報告書を提出するよう求め、またピア・レビューのような任意のイニシアティブに参加することを慫慂する。我々は、いかなる生物兵器の使用に対しても迅速で効果的に対応しなければならないことを強調する。我々は、生物及び化学兵器の使用疑義事案を調査するため、国連事務総長調査メカニズムの効果的な運用能力を増強及び維持する取組を支持する。生物剤の意図的な使用に対応する他の国際的制度が存在しないため、この取組の焦点は生物兵器にある。

VII. 分野横断的不拡散イニシアティブ

44. 我々は、世界中の大量破壊兵器の拡散の脅威に対処する、証明された効果的なメカニズムとしての、大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ(GP)へのコミットメントを再確認する。我々は、現在30の活動的なメンバー国及びEUを含む、G7に主導されたGPが引き続き必要性であることを認識し、化学、生物、放射性物質及び核の拡散及びテロリズムと戦う、調整された活動及び政策プログラムを引き続き提供することの重要性を強調する。我々は、世界の全ての地域の数十の国においてGPパートナー国によって実施されている、計295のプロジェクトを含む、2018年のGP政策プログラムに関する付属文書を歓迎する。

45. 国連安保理決議第1540号及びその後継決議は、非国家主体による大量破壊兵器及び運搬手段の獲得に対抗することを目的とした世界的な不拡散体制の極めて重要な要素として、G7による無条件の支持を享受している。我々は、各国による報告書の提出を通じたものを含む、同決議の完全かつ普遍的な履行を引き続き慫慂する。我々は、GPを通じた、並びに、民間セクター、市民社会及びアカデミアとの、支援及び協調のためのメカニズムを改善する重要性を認識する。我々は、政府と民間セクターの間の対話と協力が国連安保理決議第1540号及び第2325号の目的を前進させることができる一例として、ヴィースバーデン・プロセスを賞賛する。

46. 拡散に対する安全保障構想(PSI)は、拡散懸念のある国家及び非国家主体への及びそれらからの大量破壊兵器、運搬手段及び関連物資の輸送を国家が阻止する用意及び能力を有することを確保することにおいて重要な役割を果たしている。PSIは、国連安保理決議第1540号の実践的な適用を体現している。我々は、PSIへの更なる参加を慫慂し、この目的のために、「阻止原則宣言」を未だ支持していない国に対し、それを支持するよう慫慂する。我々は、パラオ共和国及びミクロネシア連邦

がPSIへの支持を最近表明したことを歓迎する。これにより、PSI参加国の総数は107か国となった。

47. 我々は、不拡散、軍備管理及び軍縮に関する全ての取組においてジェンダーの平等を考慮することの重要性を強調する。女性と男性の双方が、被害者、地域社会の保護者、戦闘員、武器取引人、密輸入及び武装主体への支援の提供者としてのものを含め、紛争において多様な役割を演じることを認識することが重要である。これらの多様な経験及び観点を捉えるために、暴力的な紛争の防止、処理及び解決、並びに、武装解除、動員解除及び再統合を含む紛争後の和平プロセスに、女性が完全に含まれることが必要である。安全保障、軍縮、不拡散及び軍備管理に関する議論及び機関の完全なパートナーとなる機会が女性に対し提供されなければならない。

VIII. 通常兵器

48. 我々は、締約国による対人地雷の使用、備蓄、生産及び移転を禁止した対人地雷禁止条約及びその第4回検討会議の役割を認識する。過去20年間で、5300万の貯蔵地雷が撲滅され、新たな地雷被害者の数も大幅に減少した。しかし、我々はミャンマーにおける対人地雷の継続的な使用や、武力紛争の影響がある国々での、即席装置を含む対人地雷により多数の死傷者の発生を引き続き懸念する。我々は、ウクライナが直面する困難な状況として、対人地雷禁止条約の同国での発効後、その管轄下ではあるものの支配が及ばない地域で地雷汚染地域を把握したことにも懸念を持って留意している。我々は、包括的な地雷対策に引き続きコミットする。また、次回の検討会議は、地雷や爆発性戦争残存物に対処する集団的な取組を強化する機会である。我々は、世界の多くの地域において地雷対策を通じた紛争後の見通しの改善が、開発及び2030年持続可能な開発目標に対するコミットメントの達成に重要な貢献をしていることに想起する。我々は地雷及び爆発性戦争残存物による影響に対処すべく、地域社会に変化をもたらすものとして、女性や女児のエンパワーメントを行うために、地雷対策プログラムを通じて行われている活動を賞賛する。

49. 我々は、ほとんどの紛争において小型武器(SALW)を含む通常武器を用いて戦闘が行われていることを認識する。小型武器の不法な取引は紛争を激化及び長引かせ、地域の不安定化につながり、国際人道法違反及び性的又はジェンダーに基づく暴力となり、開発を阻害し、テロ組織及び組織犯罪による脅威を増幅させる。我々は、国際協力及び援助の一層の強化を求めた、第3回国連小型武器行動計画履行検討会議の成果に留意する。我々はトレーシング国際文書を認識し、我々は全ての国による関連措置の履行を要請する。我々は、全ての国に対し、小型武器の過度な又は不安定化させる蓄積の特定を支援するため、小型武器の国際的な移転を国連

軍備登録制度に報告するよう求める。我々は、武器貿易条約が、通常兵器の無責任な国際的移転によってもたらされる課題に対処するための取組を支持する上で果たし得る重要な役割に留意する。我々は、武器貿易条約第5回締約国会議の重要性を認識する。我々は、全ての国に対し、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書への参加を検討するよう慫慂する。

50. サヘルと北アフリカは依然としてG7の優先課題である。特に、我々は、地域の平和と安全にとって重大な脅威となっている、小型武器の違法な蔓延と闘うことにコミットする。我々は、大サヘル及びアフリカ全体における小型武器の管理を大幅に強化するために、開かれたG7-アフリカ連合(AU)援助調整プラットフォームを通じて、AUと密接に協力する。

IX. 輸出管理

51. 我々は、不法な取引を防ぎ、国による責任ある取引を促進し、国際的及び地域的な平和、安全、安定に寄与するため、武器貿易条約において要請されているような、効果的な通常兵器の輸出入管理体制を引き続き促進する。国際的な不拡散体制の効果的な実施のためには、全ての国が汎用品を含む機微な品目及び技術に係る輸出管理を強化する必要がある。我々は、全ての国が、通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント、原子力供給国グループ、ミサイル技術管理レジーム及びオーストラリア・グループを含む多国間の輸出管理レジームのガイドライン及び規制リストに従って行動することを要請するとともに、GPを通じたものを含む、輸出管理に関する能力構築支援を必要とする国に対する支援を提供する取組を支持する。我々は、全ての国が、輸出管理レジームの輸出規制リストに未だ含まれていない新興の汎用品及び技術の輸出について特に留意することを慫慂する。我々は、特にインドによるミサイル技術管理レジーム、ワッセナー・アレンジメント及びオーストラリア・グループへの参加を歓迎し、また、世界的な不拡散の取組を強化するためのインドによる原子力供給国グループとの建設的な関与を期待する。

X. 宇宙安全保障

52. 宇宙活動は、国家の社会的、経済的、科学的及び技術的な発展並びに国際の平和及び安全の維持に不可欠な役割を果たしている。宇宙空間へのアクセス及びその利用は、国際安全保障、軍備管理に関する協定及びコミットメントの検証、並びに我々の国々の安全及び繁栄の重要な構成要素となっている。同時に、宇宙空間は、更に混雑し、挑戦を受け、競争的となっており、一部の国は、宇宙能力へのアクセスと利用への脅威となる能力を開発している。我々は、宇宙空間における行動に関する規範及び宇宙活動に関するベストプラクティスを推し進め、発展させる必要性、並び

に、宇宙空間の安全、安定及び持続可能性を強化するとともに、全ての国が宇宙空間の平和的利用及び探査による利益を受けることを支援するため、長期にわたり軌道上を周回する宇宙ゴミ(デブリ)の発生や拡散を防止するために協力することの必要性を改めて表明する。我々は、全ての国に対し、宇宙活動における透明性・信頼醸成措置(TCBMs)に関する2013年の国連政府専門家会合報告書における勧告に含まれる措置の実施を通じたものを含め、責任ある宇宙空間の利用及び探査を促進する協力的枠組みを推し進めることを求める。

53. 我々は、効果的、自発的及び実践的な透明性・信頼醸成措置並びに宇宙空間における責任ある行動を定義するガイドラインを通じ、宇宙空間に紛争が拡大することを防止することにコミットする。この点、我々は、衡平な、効果的に検証可能であり、及び我々の安全保障を強化する将来の法的拘束力のあるコミットメントの可能性について検討することに門戸を開いている。我々は、宇宙空間における兵器の配置及び宇宙空間物体に対する武力による威嚇又は武力の行使の防止にかかる条約(PPWT)案に過度な焦点が当てられたことを遺憾に思う。同条約案の起案者は、自らが同条約案に求めるとしている目的そのものを損なう活動に積極的に関与している。

54. 我々は、国連宇宙空間平和利用委員会のワーキンググループにおいてコンセンサスが得られた21の「宇宙活動の長期的持続可能性」ガイドライン及び前文の実施を支持する。

55. 増大する宇宙安全保障への課題に対処する必要性及びG7メンバー共通のアプローチの必要性を認識し、また、トロントにおいてG7外相によって言及されたタスクの実施にコミットし、G7は、宇宙空間の責任ある利用及び探査への共通の立場の発展に関与している。

不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動への対抗に関するG7NPDG宣言

2019年4月6日

序論

1. 我々, G7不拡散局長級会合(NPDG)は, 我々の議論の中心となってきた, より一層不安定化させるミサイル関連の動向を深刻に懸念する。

2. 1987年, ミサイル技術管理レジームがG7によって発足した。同レジームは大量破壊兵器の運搬可能なミサイルに関連する技術の拡散阻止に実効的かつ持続的に貢献し続けている。それにもかかわらず, 近年, 我々は, 洗練されたミサイル技術の拡散の危険な加速を目の当たりにしてきた。2016年及び2017年, 北朝鮮は, 国連安保理決議に違反して, 短距離, 準中距離, 中距離, 大陸間の射程を有するミサイルの度重なる実験を行い, 地域及び国際の安全を脅かしている。イランは, 自国のミサイル能力を強化し続けており, ミサイル製造施設の開発に必要なものを含むミサイル及び関連技術を中東の非国家主体に移転するという深刻に不安定させる行動をとった。今後10年間の安全保障は, これらの動向によって大いに不安定になる可能性がある。

3. 具体的な責任と模範を示す必要性を認識しつつ, 我々は, 不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動への対抗に関するG7NPDG宣言を支持し, その他の国からの同様のコミットメントを奨励する。

宣言

4. 我々は, ミサイル技術に関する国際不拡散体制の基礎であるミサイル技術管理レジーム(MTCR)に対するコミットメントを再確認する。また, 国家に対して同レジームのガイドラインを遵守するよう求める。我々は, 同レジームの実効性を更に高めることにコミットする。

5. 我々は, 事前発射通報や年次報告といった信頼醸成措置の履行が, 弾道ミサイル計画やいかなる関連活動を正当化するものとならないことを認識しつつ, 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への支持を表明し, また, 未だ参加していない国の参加を呼びかけ, その普遍化を呼びかける。我々は, その実効性の強化及び完全な履行との目標に向けて取り組んでいく。

6. 我々は, 2003年に立ち上げられた拡散に対する安全保障構想がミサイル, ミサイル構成品, 並びに関連物資及び技術の不安定させる流れへの対抗において重要

な貢献をしていることを満足の意をもって留意するとともに、全ての国に対し、このイニシアティブに参加することを呼びかける。

7. 我々は、全ての関連する国連安保理決議を厳格に履行することにコミットし、また、全ての国連加盟国に対し、関連する国連安保理決議を完全に履行することを求める。

8. 我々は、国連安保理決議第2231号において言及されている「核兵器の運搬が可能となるように設計された弾道ミサイル」は、MTCRのカテゴリー I システムを含むと認識する。その定義上、少なくとも500キログラムの積載物を少なくとも300キロメートルの射程距離まで運搬可能なMTCRカテゴリー I システムは、本来的に核兵器の運搬が可能である。

9. 我々は、全ての関連国連安保理決議に従った、北朝鮮の全ての大量破壊兵器、あらゆる射程の弾道ミサイル及びその他の運搬システム並びに関連する計画及び施設の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するとの目標に引き続きコミットする。

10. 我々は、国家及び非国家主体に対する大量破壊兵器の運搬が可能なものを含むミサイル又は関連構成部品、技術及び物資の不法な及び(又は)不安定化させるあらゆる移転を止め、押し戻すとともに、その責任を問うために全力で取り組むことを決意する。

11. 我々は、各国に対し、地域及び国際の脅威の削減を目指し、透明性と説明責任を更に高め、また、ミサイル拡散活動に対抗するため、前述のメカニズム(すなわちMTCR, HCOC, PSI及び国連安保理決議)の活用を通じ、情報を共有することを奨励する。

12. 我々は、G7間及び他の関心を有するパートナーと共に、ミサイル発射や移転を含む、ミサイルに関する国連安保理決議の履行の進展を見直すことを目的とする対話を立ち上げ、全ての国に対してこれらの決議をしっかりと履行することを求め続ける意思を確認する。

13. 「不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動への対抗に関するG7イニシアティブ」の参加国として、我々は、既存の枠組み内において、以下の活動にコミットする。

— 不法な及び(又は)不安定化させるミサイル拡散活動及び技術開発に関する参加

国間の定期的な協議

- 国連安保理決議と合致しない又は違反する最近のミサイル又は宇宙打上機(SLV)の発射に関する参加国間での情報交換。交換は、各国の国内手続きに引き続き従いつつ、可能な限り迅速になされること、関連する国連のメカニズム(すなわち、専門家パネル)に対する情報提供によるものも含め、地域及び国際の安全に対する不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動の脅威に関する公共の意識を高めること
- 全ての関連する多国間枠組みの効果的な利用を通じたものも含め、短距離、準中距離、中距離、大陸間の射程のミサイル、弾道ミサイル技術の拡散に対抗するための政府全体の取組を強化すること、不法な及び(又は)不安定化させるミサイル計画、又はミサイル、ミサイル構成品又はミサイル技術の移転の即時停止を含め、北朝鮮、イラン及びその他の国を含む国家による国連安保理の制限及びそれぞれの国際的義務の履行を確保するための断固とした外交的努力を追求すること
- 国内の必要条件及び法律に従い、公開情報を含む、不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動に関する情報共有にG7間で関与すること
- MTCRガイドラインの遵守及びHCOCへの参加を促進すること
- 関連する国連安保理決議を履行するための我々のパートナーの能力構築の支援及び不法な及び(又は)不安定化させるミサイル活動に対抗するための協調的活動の追求のために協力すること